

第 20 回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス 4D

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役 7名選任の件

【事前質問】

2025年6月10日(火) 午前9時～6月17日(火) 午後6時迄
専用ウェブサイトで、事前質問をご提出いただけます。
詳細は、招集ご通知5頁をご確認ください。

株式会社GENOVA

証券コード 9341
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
株 式 会 社 G E N O V A
代表取締役社長 平瀬智樹

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 https://genova.co.jp/ir/individual_investor.html



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/9341/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「GENOVA」または「コード」に当社証券コード「9341」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4D
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権の行使等についてのご案内）

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象書類の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表
- ③ 株主資本等変動計算書
- ④ 新株予約権の状況
- ⑤ 会計監査人の状況
- ⑥ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(2) 議決権行使書に賛否の表示のない場合の取扱い

各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 書面ならびにインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

(4) インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネット等により複数回数にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

以上

-
- ◎ 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、左記インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたします。
 - ◎ 株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://genova.co.jp/>) に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜、最新情報をご確認くださいますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネット等で議決権 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時入力完了分まで



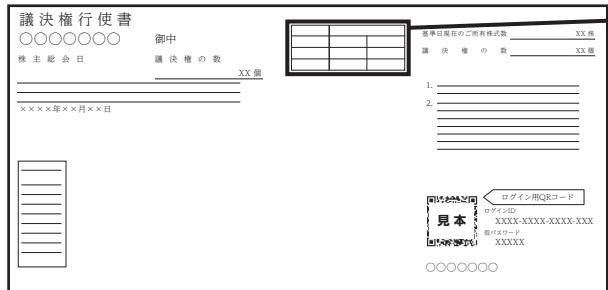
書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

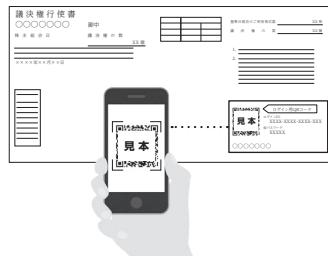
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



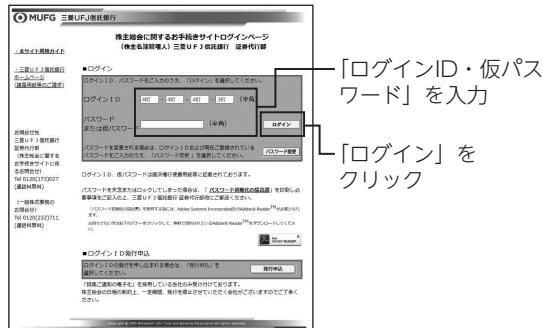
インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事前質問の受付に関するご案内

第20回定時株主総会に先立ち、株主の皆様より、本株主総会の目的事項に関して、以下のとおり事前質問をお受けいたします。株主総会当日、下記事前質問受付サイトから頂戴した事前質問の一部につきまして、ご回答させていただく予定です。

なお、ご質問は本株主総会の目的事項に関するものに限定させていただき、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

【事前質問受付サイト】

<https://forms.gle/Gtwpo28QhkRbhpkT6>

※上記ウェブサイトにアクセスいただき、フォームより、



- ・株主様氏名
- ・株主番号（議決権行使書用紙の上部中央に記載されている8桁の番号です）
- ・ご質問内容

をご記入いただきますようお願い申しあげます。

◎事前質問受付期間

2025年6月10日（火）午前9時～2025年6月17日（火）午後6時まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業拡大による企業価値の向上を最重要政策とする中、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策と位置付けており、内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、本年7月に当社の創立20周年を迎えますことから、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、普通配当（初配）10円に記念配当20円を加えて、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金30円（うち、創立20周年記念配当20円を含む）
配当総額 519,195,960円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2025年4月11日付の「事業譲受に関するお知らせ」に記載している事業譲受に伴い、その事業内容を当社の事業目的に追加するとともに、新たに古物商としての事業を営むことを明確化するため、現行定款第2条（目的）に以下の項目を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(12) (条文省略)	第2条 (現行どおり) (1)～(12) (現行どおり)
(新 設)	(13) <u>各種歯科機械の開発、製造、貯蔵、リース、販売、修理、保守および点検</u>
(新 設)	(14) <u>歯科医院の内装および外装の企画、設計および施工</u>
(新 設)	(15) <u>歯科医院に関するコンサルティング業務</u>
(新 設)	(16) <u>医療に関する機械器具等および各種材料の製造、貯蔵、リース、販売、修理、保守および点検</u>
(新 設)	(17) <u>医薬品、医薬部外品、化粧品およびこれらに関する化学工業製品の開発、製造、販売</u>
(新 設)	(18) <u>古物営業法に基づく古物の売買および交換ならびにそれらの受託</u>
(13) (条文省略)	(19) (現行どおり)

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名（再任4名、新任3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				当社における地位	
1	ひら 平	せ 瀬	とも 智	き 樹	代表取締役社長	再任
2	うえ 上	だ 田	あき 明	なお 尚	取締役執行役員兼財務部長	再任
3	たけ 武	だ 田	こう 幸	じ 治	取締役執行役員兼経理部長	再任
4	いの 井	うえ 上		しょう 祥	事業推進室長	新任
5	さげ 提	はし 橋	ゆう 由	き 幾	取締役	再任 社外 独立
6	すな 砂 (佐)	だ 田 藤	ゆ 有	き 紀	—	新任 社外 独立
7	さ 佐	の 野	てつ 哲	や 哉	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	(再任) ひら せ とも き 平瀬智樹 (1978年2月5日)	1997年12月 株式会社テレウェイヴ入社 2000年4月 株式会社テレウェイヴリンクス 取締役 2001年6月 同社常務取締役 2005年7月 当社設立、当社代表取締役社長（現任） 2013年4月 株式会社横浜フリエスポーツクラブ 社外取締役 2021年8月 一般財団法人日本スウェーデン歯科学会 理事 2023年8月 株式会社平瀬商店 代表取締役（現任） 2025年3月 株式会社GENOVA DESiGN 取締役（現任）	5,602,700株
【選任理由】 平瀬智樹氏を取締役候補者とした理由は、2005年に当社を設立して以来、当社グループの経営を指揮し、当社の成長を牽引し、企業経営と事業戦略に関する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	(再任) うえ だ あき なお 上 田 明 尚 (1986年3月6日)	<p>2010年4月 JPモルガン証券株式会社入社 2015年3月 みずほ証券株式会社入社 2020年8月 クレディスイス証券株式会社入社 2023年5月 当社入社、執行役員財務部長 2024年1月 当社上級執行役員財務部長 2024年6月 当社取締役執行役員兼財務部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) Ueda Capital合同会社 代表社員</p>	0株

【選任理由】

上田明尚氏を取締役候補者とした理由は、国内及び外資系証券会社での業務経験を活かし、管理体制の強化と監督を行っていくための豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	(再任) 武田幸治 (1982年1月13日)	<p>2007年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2018年4月 当社入社、当社経理担当部長</p> <p>2018年6月 当社取締役</p> <p>2018年7月 当社取締役財務経理部長兼総務部長</p> <p>2019年4月 当社取締役財務経理部長兼総務部長兼業務部長</p> <p>2019年6月 当社常務取締役財務経理部長兼総務部長兼業務部長</p> <p>2019年7月 当社常務取締役管理本部長兼財務経理部長兼人事総務部長兼業務部長</p> <p>2020年6月 当社取締役執行役員兼管理本部長兼財務経理部長兼総務労務部長兼業務部長</p> <p>2020年7月 当社取締役執行役員兼財務経理部長兼総務労務部長兼業務部長</p> <p>2020年10月 当社取締役執行役員兼総務労務部長</p> <p>2021年9月 当社取締役執行役員</p> <p>2022年4月 当社取締役執行役員兼上場準備室長</p> <p>2023年9月 当社取締役執行役員兼経理部長（現任）</p>	50,000株
【選任理由】			武田幸治氏を取締役候補者とした理由は、当社入社以来、グループ全体の財務・経理・人事・業務を所管し、当社グループ経営に必要な知識と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
4	(新任) 井上祥 (1984年3月24日)	<p>2009年4月 横浜労災病院 初期研修医</p> <p>2011年7月 横浜市立大学 医工連携グローバルCOE特任助手</p> <p>2015年5月 株式会社メディカルノート 代表取締役</p> <p>2018年4月 公益財団法人日本医療機能評価機構 運営委員（現任）</p> <p>2020年6月 一般財団法人横浜総合医学振興財団 理事（現任）</p> <p>2024年3月 大阪大学 招へい准教授</p> <p>2024年10月 横浜市立大学 特任准教授（現任）</p> <p>2025年1月 京都大学 客員研究員（現任）</p> <p>2025年5月 当社入社 事業推進室長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>公益財団法人日本医療機能評価機構 運営委員</p> <p>一般財団法人横浜総合医学振興財団 理事</p> <p>横浜市立大学 特任准教授</p> <p>京都大学 客員研究員</p> <p>東京科学大学 非常勤講師</p> <p>日本デジタル医学会 理事</p>	0株

【選任理由】

井上祥氏を取締役候補者とした理由は、医師・医学博士としての経験に加え、現在も大学に所属しながら臨床・教育・研究活動に従事しており、公的機関や学術団体における委員・アドバイザーとしての実績も多数有することから、政策・学術領域において幅広い知見とネットワークを有している点にあります。また、医療関連事業の経営に長年携わり、事業開発やアライアンス構築に関しても豊富な経験を有しており、当社が医療領域においてさらなる価値創出を図るうえで、極めて有意義な人材であると判断しております。これらの専門性と実績を活かし、医療領域における事業の一層の深化や企業価値の向上に寄与していただけるものと期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
5	(再任) 提 さげ 橋 はし 由 ゆう 幾 き (1982年1月2日)	2003年6月 株式会社メディシス設立、同社代表取締役 2012年3月 医療法人社団One-for-all 監事（現任） 2014年9月 NPO法人キッズアートプロジェクト 理事（現任） 2016年9月 一般社団法人予防医療普及協会設立、同法人代表理事（現任） 2017年5月 一般社団法人日本医療ベンチャー協会設立、同法人理事（現任） 2018年6月 当社取締役（現任） 2019年6月 データインデックス株式会社 代表取締役社長CEO（現任） 2021年6月 一般社団法人国際医療健康交流機構 代表理事（現任） (重要な兼職の状況) データインデックス株式会社 代表取締役社長CEO JSH Holdings合同会社 代表社員 JSH Holdings第2号合同会社 代表社員 一般社団法人予防医療普及協会 代表理事 一般社団法人国際医療健康交流機構 代表理事 一般社団法人日本医療ベンチャー協会 理事 NPO法人キッズアートプロジェクト 理事 X Capital有限責任事業組合 組合員 医療法人社団One-for-all 監事	200,000株

【選任理由及び期待される役割の概要】

提橋由幾氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は医療機関の開業や経営支援、医薬品添付文書のデータベース事業を展開するなど医療従事者との人脈や医療業界への見識が広く、医療業界の専門的な観点から当社の業務執行に対する監督・助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
6	<p>(新任)</p> <p>砂 田 有 紀 (佐藤有紀) (1977年5月27日)</p>	<p>2005年10月 山本綜合法律事務所（現山本・柴崎法律事務所）入所</p> <p>2006年5月 ホワイト&ケース法律事務所 入所</p> <p>2013年10月 弁護士法人苗村法律事務所（現弁護士法人虎の門中央法律事務所）社員</p> <p>2014年9月 学校法人立教学院立教大学 兼任講師</p> <p>2014年11月 株式会社T&Cコンサルティング 取締役</p> <p>2015年3月 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 監事</p> <p>2015年5月 株式会社はてな 社外監査役（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社ZUU 社外監査役</p> <p>2016年6月 一般財団法人如水会 監事</p> <p>2016年9月 株式会社ディー・エル・イー 社外監査役</p> <p>2016年12月 King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業 パートナー</p> <p>一般財団法人社会変革推進機構 監事</p> <p>2018年9月 株式会社ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2018年10月 創・佐藤法律事務所 パートナー</p> <p>2019年1月 公益財団法人一橋大学後援会 監事（現任）</p> <p>2020年6月 弁護士法人創・佐藤法律事務所 代表社員（現任）</p> <p>2020年6月 株式会社ココナラ 社外取締役</p> <p>2021年11月 トパーズ・リージョナル・パートナーズ</p> <p>2024年4月 株式会社 監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社はてな 社外監査役</p> <p>株式会社ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役（監査等委員）</p> <p>弁護士法人創・佐藤法律事務所 代表社員</p>	0株

【選任理由及び期待される役割の概要】

砂田有紀氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と高い見識及び他社において監査役を歴任された経験に基づき、取締役会の監督機能の強化、及び公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
7	(新任) 佐野哲哉 (1970年1月16日)	<p>1992年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>1996年6月 公認会計士登録</p> <p>2000年5月 フリービット株式会社設立・入社</p> <p>2001年7月 同社 取締役CFO</p> <p>2005年8月 グローウィン・パートナーズ株式会社設立、同法人代表取締役（現任）</p> <p>2014年9月 株式会社ブレインパッド 社外監査役</p> <p>2015年8月 株式会社ZUU 社外監査役</p> <p>2017年9月 株式会社ブレインパッド 社外取締役</p> <p>2022年6月 株式会社ZUU 社外取締役（監査等委員）</p> <p>2024年9月 株式会社ブレインパッド 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） グローウィン・パートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社ブレインパッド 社外取締役</p>	0株

【選任理由及び期待される役割の概要】

佐野哲哉氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として培われた専門的かつ豊富な知識・経験及び起業家・経営者としての幅広いビジネス経験に加え、数々のM&A支援や上場支援業務、TOBに関する複数の独立委員会に関与するなど多角的な見識をお持ちであり、当社の経営全般に対し客観的かつ的確な助言・提言をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平瀬智樹氏は、当社の大株主であります。
3. 提橋由幾氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
4. 提橋由幾氏、砂田有紀氏、佐野哲哉氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、提橋由幾氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

6. 砂田有紀氏及び佐野哲哉氏の選任が承認された場合は、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. 会社の現況（3）③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、提橋由幾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、砂田有紀氏、佐野哲哉氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加、各種政策の効果などを背景に、一部に足踏みも見られるものの、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の緊張の高まりなど地政学的リスクは依然として世界経済に不透明感をもたらしており、資源・エネルギー価格の高騰や原材料価格の上昇が続いております。加えて、2025年1月に再任した米国トランプ大統領による包括的な関税政策の導入により、主要貿易相手国との摩擦が激化し、国際的なサプライチェーンの混乱や貿易コストの上昇が懸念されています。さらに、米国の高金利政策の継続を背景に、国際金融市場は不安定な状況にあり、急速な円安進行とあいまって、我が国の企業活動や物価動向にも引き続き注意が必要な局面が続いております。

このような経済環境の下、当連結会計年度においても、主力事業であるメディカルプラットフォーム事業の「Medical DOC」は引き続き市場からの関心が高く、新規顧客に反響のあるクリニック見学レポートは商品力のあるサービスとして一定の評価を得ておりました。しかし、営業人員の欠落や離職が第3四半期連結会計期間に重なったことから、提案活動や新規案件の獲得に遅れが生じ、計画していた売上には届きませんでした。また、スマートクリニック事業においても、自動受付精算機の「NOMOCaシリーズ」や「CLINIC BOT」「NOMOCa AI chat」などの主力ソリューションは医療機関から引き続き高い評価を受けているものの、営業体制の一時的な弱体化の影響により、十分な提案機会を確保するには至らず、当初想定していた水準には届かない結果となりました。一方で、第3四半期に新サービスとしてローンチした、AI電話自動応答サービス「NOMOCa AI call」については第4四半期からサービスを開始いたしました。当サービスは、患者さんからのお問い合わせ（診療時間や休診日など）に対して対話型AIが、従来のIVRのような機械音声とは異なり、聞き取りやすく抑揚がある人に近い音声で案内します。これにより、導入頂いたクリニック等においては電話対応が自動化され、「電話業務」にかかっていた時間やコストを削減でき、スタッフの業務効率化が実現可能となりました。さらに、患者さんの利便性向上とサービスレベルの改善も期待でき、満足度の

向上にもつながるサービスとなっております。本サービスは、当社のスマートクリニック事業が2024年年初から新たに掲げたビジョンである「クリニックオートメーションによる患者さんの利便性・クリニックの生産性最大化」に沿ったものであり、新規および既存のお客様から継続的に反響を得られるものだと確信しております。

当社の成長ドライバーの一つである人員においては、当連結会計年度においては第3四半期で離職したシニア営業人員の増強をするべく、採用活動を活性化させ、新たに約30名が中途採用として入社し、教育・育成部署に配属されました。また、ガバナンス強化の観点から営業側の採用だけではなく、バックオフィスを含む非営業領域においてプロフェッショナル採用を増進させ、増員増強を図りました。具体的には、情報システムと情報セキュリティの体制強化を目的として、総務労務部の情報システム課を独立させ、IT部を新設するとともに、外部からIT部部長を採用しました。当社として社員は資産であるという考え方のもと、積極投資を継続し、即戦力となる人員の採用を継続的に行い、人的資本の強化に努めております。加えて、営業人員一人当たりの生産性も改善していくよう営業とサービスが連携しながら取り組みを強化しております。このような様々な取り組みは、当社グループの主力事業のオーガニック成長に貢献し、また、非連続的な成長の創出にも積極的に取り組むため、新事業・新サービスに向けた事業提携も引き続き検討を進めております。

セグメントごとの経営成績を示すと、以下のとおりです。

① メディカルプラットフォーム事業

当事業では、超高齢化社会を迎えた現代の日本において健康寿命増進という社会課題を解決すべく、利用者の皆様により一層適切な情報へアクセスいただくことを目的としており、医療メディアであるMedical DOCを中心に、医療機関と患者さんへの適切な医療情報のマッチングを引き続き実現しております。当メディアでは、月間PV数がGoogleアルゴリズムの調整がありながらも継続して伸長しており、1月から3月の3カ月平均では1,750万超のPV数を獲得し、3月には1,849万超のPV数まで回復しました。

このように利用者に求められるコンテンツの掲載が当メディアでは実現できていることから、月間PV数の増加を背景に顧客事業所数が伸長し増収となり、当連結会計年度の契約件数は6,498件となりました。特に、第4四半期においては、前連結会計年度に販売を開始した、クリニック見学レポートが新規顧客にも販売が進み、過去最高の四半期契約件数である363件まで成長しました。

これまでの新たな取り組みも含め、セグメント売上高は6,266,677千円（前年同期比15.6%増）、セグメント利益は3,143,107千円（前年同期比5.6%増）となりました。

② スマートクリニック事業

スマートクリニック事業では、新たに掲げたビジョンである「クリニックオートメーションによる患者さんの利便性・クリニックの生産性最大化」を軸に、主に、クリニックの業務効率化を進め、医療人材不足への対応、不要な医療事務業務の撲滅、患者さんの待ち時間短縮を目指しサービス開発を進めております。前連結会計年度の第2四半期から販売を開始した「NOMOCa AI chat」に続き、第3四半期においては電話対応を完全自動化させる「NOMOCa AI call」の提供を開始いたしました。当サービスの提供は、ChatとCallが共にあることによりクリニックの最も負荷が多いと考えられる受付業務である「電話業務」にかかる時間やコストを削減し、医療DX化により、ヒトからAIへタスクシフトすることでスタッフに余裕を生み出し、さらには患者さんの利便性を向上することが可能となる取り組みになります。「NOMOCa AI call」は無償トライアル提供を第3四半期から開始し、現時点では既存客を含めてサービスをご利用いただき、サービスの計画・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルを回しております。現時点では無償と有償含めて108件の契約を締結させていただき、徐々にサービス提供を進めております。2026年3月期の連結会計年度においては「NOMOCa AI chat」のように主力サービスに成長するよう開発を進めております。

なお、スマートクリニック事業の主力事業である自動受付精算機とセルフ精算レジについては、営業人員の育成強化や前連結会計年度に総販売代理店契約を締結した株式会社APOSTRO（旧株式会社新世紀）とのパートナーシップ強化から販売台数の増進が実現できております。

今後も医療機関の事務業務量の課題を解決するとともに、「多くの待ち時間と短い診察時間」という患者さんの抱える社会的不満を医療DXの推進を通じて解決することを引き続き目指します。

このような取り組みの結果、セグメント売上高は3,174,567千円（前年同期比18.6%増）、セグメント利益は578,740千円（前年同期比14.9%減）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は10,006,101千円（前年同期比15.2%増）となり、営業利益は2,026,131千円（前年同期比12.0%減）、経常利益は2,018,024千円（前年同期比12.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,413,468千円（前年同期比18.1%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第19期 (2024年3月期) (前連結会計年度)		第20期 (2025年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
メディカルプラットフォーム事業	5,422,111千円	62.5%	6,266,677千円	62.7%	844,565千円	15.6%
スマートクリニック事業	2,676,552	30.8	3,174,567	31.7	498,014	18.6
その他事業	584,824	6.7	564,856	5.6	△19,968	△3.4
合計	8,683,488	100.0	10,006,101	100.0	1,322,612	15.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、139,074千円となりました。主な内容は、東京本社の拡張に伴う設備の取得62,215千円、東京本社の備品の取得61,108千円、リース資産の取得10,863千円、業務用PC3,452千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2)財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	6,513,466	8,683,488	10,006,101
経常利益(千円)	1,714,898	2,309,512	2,018,024
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,260,112	1,726,894	1,413,468
1株当たり当期純利益(円)	76.61	97.35	79.78
総資産(千円)	5,414,923	8,199,474	8,526,196
純資産(千円)	4,046,873	6,037,288	6,998,656
1株当たり純資産(円)	229.47	324.82	378.77

- (注) 1. 当社では、第18期より連結計算書類を作成しております。
2. 当社は、2022年7月13日開催の取締役会決議により、2022年8月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第18期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第17期 (2022年3月期)	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(千円)	4,672,743	6,383,824	8,541,126	9,850,500
経常利益(千円)	1,023,481	1,684,965	2,271,488	2,032,101
当期純利益(千円)	666,477	1,242,222	1,702,837	1,429,907
1株当たり当期純利益(円)	41.72	75.52	96.00	80.71
総資産(千円)	2,722,771	5,308,352	8,081,707	8,427,850
純資産(千円)	1,434,458	3,968,664	5,953,331	6,930,998
1株当たり純資産(円)	88.65	225.51	320.10	374.86

(注) 当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月10日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、2022年7月13日開催の取締役会決議により、2022年8月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第17期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社GENOVA DESIGN	5,000千円	100.0%	Webサイトの制作及び運用保守等の業務委託
智樹(大連)技術開発有限公司	1,360千人民元	100.0	Webサイトの制作及び運用保守等の委託

(4) 対処すべき課題

当社グループが事業を展開する医療業界における広告市場および医療システム市場は、今後も成長は持続するものと予測しております。このような環境のもと、当社グループの対処すべき課題としては下記を認識しております。

①既存事業の継続的な成長

持続的な成長を続けるためには、既存事業であるメディカルプラットフォーム事業及びスマートクリニック事業を通じた医療業界における顧客基盤の拡大、及び、顧客単価の向上が重要であると考えております。

既存事業においては、これまでサービス単価の観点から成約に至っていない層に向けた低単価サービスの企画開発を行うことで、顧客数の更なる拡大を目指してまいります。また既存の顧客に対しては、顧客の声を取り入れながらサービスの改善を行い、顧客満足度の向上やオプションサービス（メディカルプラットフォーム事業では、動画を組み込んだ記事作成、スマートクリニック事業では、QR決済機能オプション）等によるアップセルを図り、顧客単価の向上に努め、継続的な成長を目指してまいります。

②組織体制の強化

今後、日本では世界が経験したことのない高齢化社会を迎えようとしており、当社グループが属する市場においては、事業環境の変化がますます激しくなっていくことが予測されます。

このような変化に対応すべく、当社グループでは、顧客基盤の拡大、既存サービスの信頼性・利便性の強化及び新規事業開発等の様々な取り組みにより継続的な成長を図っていくことが必要であると考えております。その実行のためには、各事業フェーズに沿った組織デザインの整備及び多様なバックグラウンドを有する優秀な人材の採用・育成により、持続的成長が可能な組織体制をさらに強化していくことが重要であると認識しております。

このような組織体制の強化を実現するためにも当社グループでは様々な経営資源の活用により、事業環境の変化により生じる課題に取り組んでまいります。

③営業人員の平均勤続年数の向上

当社の今後の成長において、優秀な人材を適時に採用し、教育することは極めて重要であると考えております。当該状況の中、当社の営業社員の平均勤続年数は、当社の営業以外の社員と比べて短い傾向にあります。

当社では社歴・経験・年齢に関係なく、社内基準により昇給・昇格・インセンティブ給与が得られる評価制度を採用しておりますが、営業人員の平均勤続年数の向上に向けて、各種研修の充実、モチベーションの向上、福利厚生の充実化等と職場環境のよりよい整備に努めてまいります。

④情報管理体制の強化

当社グループは、展開する各サービスの運営過程において、個人情報を含む顧客情報やその他の機密情報を取り扱っております。そのため、当社グループでは、情報管理体制を事業上の重要事項と認識しており、当該情報の取扱いについては、情報管理規程等や業務フローを定めて厳格に管理しております。また、全従業員を対象とした社内教育、当該情報管理体制の構築・運用に積極的に取り組んでおります。

なお、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得しており、情報管理の徹底を行っております。

⑤コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループが持続的成長により中長期的な企業価値を創出するには、利用者（患者）・医療関係者・従業員・地域社会等の多様なステークホルダーとの協働が不可欠と考えております。このような多様なステークホルダーからの信頼を得るために、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制のさらなる強化により、公正・透明な経営を行うことが重要な経営課題と考えており、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を図ってまいります。

⑥財務上の課題

当社グループは、これまで金融機関からの借入に大きく依存せず、資金需要は自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした財務基盤を維持しており、優先的に対処すべき財務上の課題はありません。上記事業上の課題に対する対処及び継続的な設備投資を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを検討し、既存事業の営業キャッシュ・フローの改善等に対処するなど、財務体質のさらなる強化に努めてまいります。

（5）主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
メディカルプラットフォーム事業	医療メディアの運営および有償記事制作の請負
スマートクリニック事業	医療機関向け自動精算機・再来受付機やスマートレジの販売、LINEを使ったCRMサービスの提供、Chat GPTを活用したAI chatサービスの提供

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
支店	札幌支店（北海道札幌市）、名古屋支店（愛知県名古屋市）、大阪支店（大阪府大阪市）、福岡支店（福岡県福岡市）
営業所	仙台営業所（宮城県仙台市）、金沢営業所（石川県金沢市）、広島営業所（広島県広島市）、沖縄営業所（沖縄県那覇市）

② 子会社

株式会社 GENOVA D E S i G N	本社（東京都渋谷区）
智樹（大連）技術開発有限公司	本社（中国遼寧省大連市大連高新技術産業園区）

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
メディカルプラットフォーム事業	230 (-)名	26名増 (-)
スマートクリニック事業	89 (-)	34名増 (-)
その他事業	35 (-)	9名減 (-)
全社（共通）	54 (26)	5名増 (-)
合計	408 (26)	56名増 (-)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 販売に携わる従業員は機能的に一体となってメディカルプラットフォーム事業、スマートクリニック事業及びその他のセグメントにおける営業活動を行っており、営業状況に応じて各々の商材を販売しているため、人数は各セグメントにおける販売実績を参考にして各々のセグメントに按分しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
378 (31) 名	56名増 (6名増)	28.7歳	3.3年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	20,835千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、株式会社ADI.Gの主要な事業を譲り受けることについて決議し、同年5月1日に新規設立した当社子会社ASANOと株式会社ADI.Gとの間で事業譲渡契約を締結しました。

なお、内容の詳細につきましては、連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
② 発行済株式の総数 17,806,600株
(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は12,500株増加しております。
③ 株主数 6,484名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
平瀬智樹	5,602,700株	32.3%
株式会社平瀬商店	1,333,200	7.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	784,700	4.5
内藤至	601,800	3.4
青山圭秀	393,100	2.2
上田八木短資株式会社	353,600	2.0
木下圭一郎	304,500	1.7
DEUTSCHE BANK AG, SINGAPORE A/C CLIENTS (NON TREATY) 4600600	280,000	1.6
SCBHK ACLIECHTENSTEINIS CHE LANDES BANK AG	210,000	1.2
提橋由幾	200,000	1.1

(注) 1.当社は、自己株式を500,068株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2.持ち株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平瀬智樹	株式会社平瀬商店 代表取締役 株式会社GENOVA DESiGN 取締役
取締役	上田明尚	取締役執行役員 財務部長 Ueda Capital合同会社 代表社員
取締役	武田幸治	取締役執行役員 経理部長
取締役	提橋由幾	データインデックス株式会社 代表取締役社長 CEO JSH Holdings合同会社 代表社員 JSH Holdings第2号合同会社 代表社員 一般社団法人予防医療普及協会 代表理事 一般社団法人国際医療健康交流機構 代表理事 一般社団法人日本医療ベンチャー協会 理事 NPO 法人キッズアートプロジェクト 理事 X Capital有限責任事業組合 組合員 医療法人社団One-for-all 監事
取締役	福井元明	株式会社Wells Partners 代表取締役 株式会社Wealth Tech Holdings 代表取締役 一般社団法人Q's Blanket 理事
取締役	鈴木孝昭	弁護士法人MIA パートナー弁護士 税理士法人MIA 会計事務所 税理士 株式会社GIVERS 取締役 医療法人社団令秋会 理事 医療法人社団奥山会 理事
取締役	三輪綾子 (加藤綾子)	順天堂大学附属病院 医師 一般社団法人予防医療普及協会 理事 東京産婦人科医会 広報委員 母体保護法委員 一般社団法人THIRD CLINIC 代表理事
常勤監査役	佐々木強	株式会社GENOVA DESiGN 監査役
監査役	古原暁	あさひ法律事務所 弁護士
監査役	毛利篤雄	H-1 税理士法人 代表社員 H-1 マネジメント 取締役 Mooreみらい監査法人 社員

- (注) 1. 取締役提橋由幾氏、取締役福井元明氏、取締役鈴木孝昭氏、取締役三輪綾子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役佐々木強氏、監査役古原暁氏、監査役毛利篤雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役毛利篤雄氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2025年3月1日に、代表取締役社長平瀬智樹は株式会社GENOVA DESiGNの取締役に就任しました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人であり、保険料は全額当社で負担しております。補填の対象は、法律上の損害賠償金、争訴費用としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようとするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年12月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名委員会及び報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の固定報酬の額等の決定方法について「役員報酬に関する内規」を定めております。取締役の報酬等につきましては、「役員報酬に関する内規」に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その職責や貢献度、業務の遂行状況、他社水準等を参考に業務執行取締役が原案を作成して、報酬委員会の答申又は意見を踏まえたうえで取締役会にて決定しております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会にて協議を行い、決定しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	127,200千円 (23,700)	127,200千円 (23,700)	一千円 (-)	一千円 (-)	7名 (4)
監査役 (うち社外監査役)	22,650 (22,650)	22,650 (22,650)	-	-	3 (3)
合計 (うち社外役員)	149,850 (46,350)	149,200 (46,350)	- (-)	- (-)	10 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第16回定時株主総会において年額160,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は4名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の第16回定時株主総会において年額45,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

4. 取締役会は、代表取締役社長平瀬智樹に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
5. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は以下のとおりです。 社外監査役 1名 1,050千円

⑤ 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
社外取締役	提 橋 由 幾	データインデックス株式会社 代表取締役 医療法人社団One-for-all 監事 JSH Holdings合同会社 代表社員 JSH Holdings第2号合同会社 代表社員 NPO 法人キッズアートプロジェクト 理事 一般社団法人予防医療普及協会 代表理事 一般社団法人日本医療ベンチャー協会 理事 一般社団法人国際医療健康交流機構 代表理事 X Capital有限責任事業組合 組合員	特別の利害関係はありません。
社外取締役	福 井 元 明	株式会社Wells Partners 代表取締役 株式会社Wealth Tech Holdings 代表取締役 一般社団法人Q's Blanket 理事	特別の利害関係はありません。
社外取締役	鈴 木 孝 昭	弁護士法人MIA パートナー弁護士 税理士法人MIA 会計事務所 税理士 株式会社GIVERS 取締役 医療法人社団令秋会 理事 医療法人社団奥山会 理事	特別の利害関係はありません。
社外取締役	三 輪 紗 子 (加 藤 紗 子)	順天堂大学附属病院 医師 一般社団法人予防医療普及協会 理事 東京産婦人科医会広報委員 母体保護法委員 一般社団法人THIRD CLINIC 代表理事	特別の利害関係はありません。
社外監査役	佐 々 木 強	株式会社GENOVA DESiGN 監査役	特別の利害関係はありません。
社外監査役	古 原 曜	あさひ法律事務所 弁護士	特別の利害関係はありません。
社外監査役	毛 利 篤 雄	H-1 税理士法人 代表社員 H-1 マネジメント 取締役 Mooreみらい監査法人 社員	特別の利害関係はありません。

(注) 当社と兼職先との間に取引関係はありません。

・当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 提 橋 由 幾	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に医療業界における企業経営の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に医療に関する事業推進について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 福 井 元 明	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に企業経営の見地や金融業界における見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にファイナンスや企業経営に関する事項について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 鈴 木 孝 昭	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に医師及び弁護士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に法令及び各種規制について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 三 輪 綾 子 (加 藤 綾 子)	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に産婦人科医師の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に女性の社会進出について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

		出席状況及び発言状況
監査役 佐々木 強		<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>企業経営に携わり培った豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 古原 晓		<p>当事業年度に開催された取締役会19回中18回に出席し、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 毛利篤雄		<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び会計や税務等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により決定することができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得や剰余金の配当等を取締役会の権限とすることで、機動的な財務施策並びに配当政策を実施することを可能とするためであります。

配当政策の基本方針としましては、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、安定した配当政策を実施することとしています。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記配当方針に従い、2025年6月25日開催予定の第20回定時株主総会において、普通配当（初配）に創立20周年の記念配当20円を加えて、1株につき30円とすることを付議する予定であります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,727,631	流 動 負 債	1,488,732
現 金 及 び 預 金	5,872,171	買 掛 金	160,282
売 掛 金	1,613,745	1 年 内 収 済 予 定 の 長 期 借 入 金	20,835
商 品	50,786	未 払 金	300,261
仕 備 品	7,213	未 払 費 用	244,337
そ の 他	244,792	未 払 法 人 税 等	345,338
貸 倒 引 当 金	△61,078	未 払 消 費 税 等	99,434
固 定 資 産	798,564	契 約 負 債	226,215
有 形 固 定 資 産	200,821	そ の 他	92,028
建 物 附 屬 設 備	212,203	固 定 負 債	38,806
車 両 運 搬 具	9,896	そ の 他	38,806
工具、器具及び備品	213,827		
リ 一 ス 資 産	30,065	負 債 合 計	1,527,539
減 価 償 却 累 計 額	△265,171	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,957	株 主 資 本	6,552,805
そ の 他	1,957	資 本 金	774,486
投 資 そ の 他 の 資 産	595,784	資 本 剰 余 金	674,486
投 資 有 価 証 券	50,192	利 益 剰 余 金	5,744,591
敷 金	319,185	自 己 株 式	△640,758
繰 延 税 金 資 産	218,598	その他の包括利益累計額	2,492
そ の 他	7,807	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,492
資 産 合 計	8,526,196	新 株 予 約 権	443,358
		純 資 産 合 計	6,998,656
		負 債 純 資 産 合 計	8,526,196

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,006,101
売 上 原 価	2,627,773
売 上 総 利 益	7,378,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,352,196
営 業 利 益	2,026,131
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	3,768
解 約 金 収 入	1,665
受 取 手 数 料	8,070
そ の 他	1,441
	14,946
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	530
市 場 変 更 費 用	18,000
そ の 他	4,522
	23,053
経 常 利 益	2,018,024
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,018,024
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	659,900
法 人 税 等 調 整 額	△55,344
当 期 純 利 益	604,556
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,413,468
	1,413,468

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(单位:千円)

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,850,500
売 上 原 価	2,567,383
売 上 総 利 益	7,283,117
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,250,360
営 業 利 益	2,032,756
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	3,698
解 約 金 収 入	1,665
業 務 受 託 料	5,171
受 取 手 数 料	8,070
そ の 他	1,412
	20,018
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	530
市 場 変 更 費 用	18,000
そ の 他	2,143
	20,673
経 常 利 益	
税 引 前 当 期 純 利 益	2,032,101
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	659,722
	△57,528
当 期 純 利 益	602,194
	1,429,907

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社GENOVA

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 承 煥
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 紀 彰

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社GENOVAの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GENOVA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計

上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書曰までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社GENOVA

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 承 煥
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 内 紀 彰

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社GENOVAの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計

上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計

算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

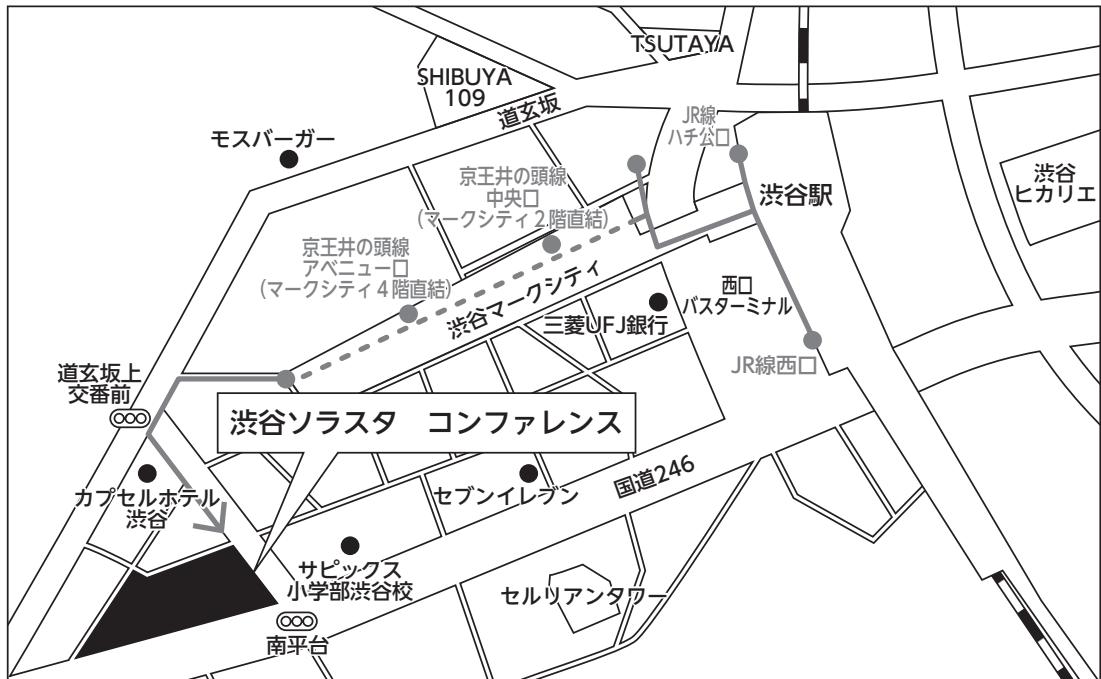
2025年5月26日

	株式会社GENOVA	監査役会
常勤監査役	(社外監査役) 佐々木 強	印
社外監査役	古原 晓	印
社外監査役	毛利 篤雄	印

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ4階
渋谷ソラスタコンファレンス4D
TEL 03-5784-2604



交通

- ・JR 渋谷駅より徒歩約6分
- ・渋谷マークシティ出口より徒歩約2分

その他

- ・ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にメールにてご連絡下さい。 (soukai@gm.genova.co.jp)
- ・会場内には車いすスペースを設置しております。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。